

# 馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領

(平成23年3月31日 決裁)  
最終改正 令和5年9月27日

公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）の行う馬伝染性子宮炎PCR検査（以下「PCR検査」という。）にかかる受託については、この馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

## 1 検査対象について

この要領におけるPCR検査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公益社団法人日本軽種馬協会（以下「軽種馬協会」という。）が実施する事業の検査対象馬
- (2) 前号の検査対象以外の馬

## 2 依頼手続について

- (1) PCR検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、様式第1による検査依頼書及び様式第2による検体リストに必要事項を記入し、検体とともに研究所に提出する。
- (2) 前号の検体は、研究所の指定した採材器具又はこれと同等のものと研究所が認めたものを用いて採材の後、冷暗状態（凍結不可）で保管、輸送するものとする。

## 3 実施について

研究所は前項の規定によりPCR検査の依頼を受けたときは、速やかにPCR検査を実施し、その結果を様式第3による検査成績通知書により依頼者に通知するものとする。

## 4 陽性時の対応について

- (1) PCR検査の結果、陽性と判定された場合は、研究所はすみやかに日本中央競馬会競走馬総合研究所に確認検査を依頼するとともに、軽種馬協会及び軽種馬防疫協議会（以下「防疫協議会」という。）に確認検査を依頼した旨の連絡を行うものとする。
- (2) 前号の確認検査で陽性と認められた場合は、その結果を依頼者に通知するとともに、軽種馬協会及び防疫協議会に連絡するものとし、通知を受けた依頼者は、所管の家畜保健衛生所へ届け出るものとする。

## 5 検査料について

- (1) 研究所は、依頼者に対して検査成績の通知をしたときは、当該検査に係る検査料を請求するものとする。
- (2) PCR検査の検査料は、1検体当たり5,500円（消費税法（昭和63年法律108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）に定める地方消費税を含む。）とする。
- (3) 第1項の請求を受けた依頼者は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに検査料を支払うものとする。

## 6 その他

PCR検査に関し、この要領に定めのないものについては、その都度、理事長が別に定めるものとする。

XXX※

様式第1

馬伝染性子宮炎PCR検査依頼書  
(XXXXXXXX)※

(番号)  
年 月 日

公益財団法人競走馬理化学研究所

氏名等  
住 所  
(TEL/FAX)

下記のとおり PCR 検査を依頼します。

記

1. 検体本数 : 本
2. 検体リスト : 別添による。
3. 採材窓口 : 氏名  
住所  
(TEL/FAX)
4. 備 考 :

(備考欄には必要な場合に連絡事項等をご記入下さい。)

※ 実施する事業の名称等を記載

様式第 2

馬伝染性子宮炎PCR検査検体リスト

依頼者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL/FAX) \_\_\_\_\_

No.	馬名	性別	備考

(公益財団法人 競走馬理化学研究所 提出用)

XXX

様式第3

( 番 号 )  
年 月 日

氏名等 殿  
住 所  
(TEL/FAX)

公益財団法人競走馬理化学研究所 印

馬伝染性子宮炎PCR検査成績通知書

馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領第3項の規定により次のとおり通知します。

記

1. 依頼番号及び依頼年月日 :  
(番号) (年月日) 年 月 日
2. 採材窓口 : 氏名  
住所  
(TEL/FAX)
3. 検査本数 : 本
4. 検査成績 : 全検体陰性  
一部検体陽性 ( )
5. 添付書類 :
6. 備 考 :

## 馬伝染性子宮炎PCR検査依頼要領

---

**附 則**（平成27年7月1日 決裁）

この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年11月1日 決裁）

この要領は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**（令和5年3月31日 決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年9月27日 決裁）

この要領は、令和5年10月1日から施行する。